主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、違憲をいう点は、原決定に対する具体的論難を含まない 主張であり、その余は、単なる法令違反の主張であつて、すべて法廷等の秩序維持 に関する法律六条一項の抗告理由にあたらない。

よつて、法廷等の秩序維持に関する規則一九条、一八条一項により、裁判官全員 一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五三年三月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	_
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	顯
裁判官	環		昌	_